

「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の見直し

について（案） 【平成 28 年 3 月 9 日推進会議資料】

1 ガイドライン策定の経緯

推進会議において、障害のある人に対する情報保障の配慮が十分ではないという課題の解決に向けて、視覚、聴覚、知的などの障害当事者の方々の参加のもと研究会を設置し、障害当事者の立場に立って検討を行い、この課題に、県が率先して取り組んでいくための指針として平成 21 年 12 月に「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を策定。

2 ガイドラインの特徴

(1) 障害の種別ごとに、障害の特徴やどのような配慮が必要かを記載。

① 障害についての理解を深めるため、障害の種別ごとに、障害の特徴、情報取得や発信にどんな困難があるのか、どんな手段でコミュニケーションを取っているのかなどを記載した。

② 障害の種別ごとに、より具体的な場面（例えば、県が文書や印刷物を作成する場合、窓口で応対する場合、会議を開催する場合など）を想定し、県としてどのような配慮をすべきかを記載した。

(2) ホームページや災害時などの配慮をまとめた。

県のホームページや広報番組等における配慮、災害などの緊急時における対応をまとめた。

3 ガイドラインの見直し

本年 4 月に施行される障害者差別解消法等の社会環境の変化を踏まえ、(1) 及び (2) 等の事例や他県の例も参考にし、当事者の意見を聞きながら見直しについて検討を行う。

(1) 行政機関や民間事業者において行われる障害のある人に対する合理的配慮の事例

(2) 最新の機器やスマートフォンのアプリなどによる近年の情報に関する配慮の事例

分野別会議の設置について（案）

1 会議の目的

推進会議が取り組むと決定された課題について、実務レベルで議論を深めるため、条例第30条の規定に基づき設置する会議。

2 委員の選任方法

分野別会議は、障害のある人（視覚障害、聴覚障害、盲ろう者、知的障害、精神障害）又はその関係者、事業者、有識者などで構成し、適任者を10名程度事務局で選任したい。

なお、選任に当たっては、推進会議を構成する団体から適任者を御紹介いただくなど、御協力をいただきたいと考えている。

3 スケジュール

6月を目途に設置し、議論を深め、次回の推進会議において、検討結果を報告する。

- ・本日の推進会議で、ガイドラインの見直しの開始を決定
- ・平成28年6月から4～5回程度、検討会を開催
- ・パブリックコメント後、来年1月には最終決定の予定

コミュニケーションに障害のある方の情報保障に必要な行政の配慮に係る研究会委員名簿

(平成21年2月)

所 属 ・ 職	氏 名
(社) 千葉県視覚障害者福祉協会会長	小 林 英 樹
(福) あかね ワークアイ 船橋所長	金 子 楓
(福) 千葉県聴覚障害者協会理事長	植 野 圭 哉
(NPO) 千葉県中途失聴者・難聴者協会理事	宮 野 正
千葉盲ろう者友の会理事	星 野 厚 志
千葉県手をつなぐ育成会会長	田 上 昌 宏
千葉県中央図書館副主査	松 井 進
千葉県総合企画部報道広報課主任主事	佐々木 康 裕
千葉県総合企画部統計課副主査	中 森 恵 美 子
千葉県国体・障害者スポーツ大会局障害者スポーツ大会課主査	高 田 智 子
千葉県健康福祉部副参事(兼) 障害福祉課障害者計画推進室長	横 山 正 博

※ 「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」作成時